

平成26年度第3回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成26年6月20日（金）午後1時30分～午後3時37分
開催場所	本庁 本庁舎4－5会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、教育部長
審議事項	1 伊勢市職員の定員管理について<総務部> 2 ふるさと未来づくりのみらいづくり資金について<環境生活部> 3 地区集会所建設等補助制度の見直しについて<環境生活部>

1 伊勢市職員の定員管理について <総務部>

概要

定員管理計画については、平成21年3月に策定し、平成24年度で期間が満了した。終了後の平成25年度を含め、計画の検証を行った結果、平成27年度以降の定員管理については、数値目標を設定せず、「伊勢市職員の定員管理の基本的な考え方」を示し、定員管理を行っていくこととしている。このことから、定員管理の基本的な考え方の内容について、審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 定員管理に伴う人件費削減率（平成21～25年度）

目標数：165人、削減数：173人、削減額：3,807,120千円

(2) 定員管理の基本的な考え方

- ①業務量の変化に対応できる組織とするため、適宜組織の見直し等を行い、効率的に業務を行うことができる職員配置とする。
- ②民間の専門知識・ノウハウを活用した民間委託等の推進を図る。
- ③公の施設のあり方を見直し、指定管理制度の導入、施設の統廃合等管理運営の見直しを図る。
- ④再任用職員、嘱託・臨時職員を活用する。
- ⑤類似団体等との比較検証を行う。

結論

「(2) 定員管理の基本的な考え方」の④を表現修正、⑤を削除し、人材育成の視点を加えることと決定した。

主な意見・補足等

- ・国、県から市に対する権限委譲が行われるなど、今後も業務量は増加傾向にある。
- ・職員の時間外勤務時間数の増加、年次有給休暇の取得日数の減少等、職員一人ひとりに対する業務負担が大きくなっている。また、メンタルヘルスによる休職者・病休者も増加しており、職員の削減は限界にきていると感じている。
- ・再任用、嘱託・臨時職員については、いわゆる官製ワーキングプアとならないよう留意する必要がある。
- ・民間委託を行い、事業主体を民間に移行させていくことは良いが、バランスをとりながら進める必要がある。
- ・業務バランスを踏まえながら、組織の見直しを行うことは大切である。
- ・職員の年齢構成の歪みや、係員の人数が少ないことに伴う人材育成への影響も懸念される。
- ・時間外勤務が多い状況にあり、仕事の仕方を変えていくことを常に考えることを意識しなければいけない。
- ・民間に委託可能な業務は、まだあると認識している。
- ・類似団体との比較は、地域特性等の違いもあり、職員の多少について一概に言えない部分が多く、難しい面がある。
- ・類似団体との比較に関する項目を、定員管理の基本的な考え方にあえて掲げる必要性は弱い。類似団体と比較は、市の状況を検証または説明する際に、一つの情報として捉えるものである。
- ・人材育成については、職員だけでなく、指定管理等委託先の現場の人に対しても必要である。

資料

付議事項書

2 ふるさと未来づくりのみらいづくり資金について <環境生活部>

概要

平成 27 年度から本格開始される「ふるさと未来づくり」における運営及び活動等の資金である「みらいづくり資金」について審議を行った。

みらいづくり資金の主な内容については以下のとおりである。

(1) 構成

(A) 基礎部分

①事務運営費 240 万円 (20 万円×12 ヶ月)

※公共施設以外の場合は、家賃補助 60 万円以内を加算

②活動事業費 100 万円

※平成 26 年度時点の小中学校区単位、統廃合の影響はなし

(B) 一括交付金 (4 事業)

①地区連絡員事業 (1 自治会当たり)

(1,800 円×世帯数) + 2 万円又は 4 万円

②元気なまちづくり協働事業補助金 (1 自治会当たり)

(95 円×世帯数) + 3 万円

③振興助成金 (1 自治会当たり)

(350 円×世帯数) + 5 万円

④廃棄物減量等推進員事業

150 世帯あたり 6,000 円

(2) 一括交付金化についての選択

上記 4 事業について、一括交付金化するかどうかは選択可能とする。

一括交付金化事業費は、活動事業費に充当可能。

(3) 基金 (積立金)

まちづくり計画に位置づけられた事業を実施する目的で、市が認める場合には、繰越金とは別に各年度予算における一定額を限度に積み立て可能とすることを基本で検討したい。

結論

① 4 事業を一括交付金とするかしないかは、地域の選択性としてと決定した。

② 「(A) 基礎部分」については、地域の状況を踏まえ、整理することと決定した。

主な意見・補足等

◇選択制について

- ・本制度は地域の意思に基づき進められるものであり、市が制度を押し付けることはすべきではないことから、地元が望むのであれば、選択制で構わない。
- ・既存事業による財源がないと自治会運営が成り立たないという声を聞いており、地元の意向に沿う形であると理解している。
- ・平成 27 年度から本格開始させるためにも、選択制の採用は必要である。
- ・地元の意向を踏まえると自治会の選択性は妥当であると思うが、選択制により、ふるさと未来づくりの本来の目的がわかりにくくなることが懸念される。

◇事務運営費について

- ・スタートが遅れている地域もあり、事務運営費の 60 万円もそのまま継続したほうが円滑に進むと感じている。
- ・事務運営費の執行率が少ないと思われるが、60 万円の加算が必要か。
- ・労務内容に違いが生じてくるにも関わらず、既存の 60 万円を支払うことについては議論が必要。
- ・事務運営費は、活動資金へ流用することは可能であるものの、繰越は認めておらず、余ったら返してもらおうこととなっている。
- ・条例が制定された後、本格的に事業を開始することを計画している地域もある。場合によっては、事務局員を増やすことも検討しており、事務運営費については維持したい。
- ・事務運営費の加算額 60 万円はいつまで続けるのか。
→平成 27 年度から 5 年間を考えている。
- ・設立当初は備品の購入等により大きな経費が必要となると思うが、その後はほとんどが人件費になると思われる。活動事業費との配分変更などを検討すべき。また、活動事業費は一律となっているが、規模に応じた事業費額とすべきでないか。
- ・業務の内容と人件費のバランスを整理する必要がある。
- ・人件費は、どの程度か。
→月額 80,000 円程度である。
- ・人件費以外の経費でどの程度必要なのか、整理が必要。

◇基金について

- ・基金は公民館の建設などに使えるのか。
→想定してしない。
- ・市の単年度予算を交付先で留保することについては、整理が必要。

- ・ 交付された金額のうち、余った分の取扱はどうなるのか。
→ 活動事業費については 100 万円までは繰越を認めている。超えた分については返してもらっている。

資料 付議事項書

3 地区集会所建設等補助制度の見直しについて <環境生活部>

概要

地元自治会が所有する集会施設建設等に対する補助制度（地区公民館建設補助金交付要綱）について、見直しを行うため審議を行った。主な改正内容については、以下のとおりである。

(1) 新築・改築<変更>

- ・ 対象：工事総額の 2 分の 1 以内
- ・ 最高限度額：500 万円
- ・ 再補助までの年数：20 年（新築）、10 年（改築）

◇現状：新築・改築については、基準単価に認定面積を乗じて得た額又は工事総額いずれか低いほうの額の 16.2%。

(2) 増築<追加>

- ・ 対象：工事総額 200 万円以上、工事総額の 2 分の 1 以内
- ・ 最高限度額：100 万円
- ・ 再補助までの年数：10 年

(3) 修繕・バリアフリー改修<追加>

- ・ 対象：工事総額 30 万円以上、工事総額の 2 分の 1 以内
- ・ 最高限度額：100 万円
- ・ 再補助までの年数：5 年

(4) 取得<追加>

- ・ 対象：取得費の 2 分の 1 に相当する額
- ・ 最高限度額：300 万円
- ・ 再補助までの年数：20 年

結論 制度内容を見直したうえ、再度協議することと決定した。

主な意見・補足等

- ・要望に対して対応していくことは必要だと思うが、現時点において地域の公民館建設に対する補助制度の改正を行うにあたり、市の考え方を明確に示すべきである。
- ・改正に当たり、現存する施設は今後もすべて必要となるのか、将来的な財政負担と時期、防災施設として必要となる資機材倉庫や設備等の整備との調整などの視点が踏まえられているのか。
- ・まちづくり協議会の施設や学校施設などとの複合化なども、将来的には必要な発想となる。
- ・補助制度を改正することは、地区集会所のあり方など、全体像を見直す良い機会と捉えるべきである。
- ・今後のスケジュールはどう考えているか。
→秋頃に宝くじ助成に係る地域の意向をお聴きする予定であるので、それまでに補助制度の内容を示したい。そして、平成 27 年度の予算編成に反映させたいと考えている。
- ・新築の場合における再補助までの年数が 20 年となっているが短くないか。
→他市町の状況を参考に設定した。
- ・通常の補助制度の場合、建物の耐用年数期間内に除却した場合、補助金を返還することとなるのが基本的な考え方である。再補助までの年数は見直すべきである。

資料 付議事項書